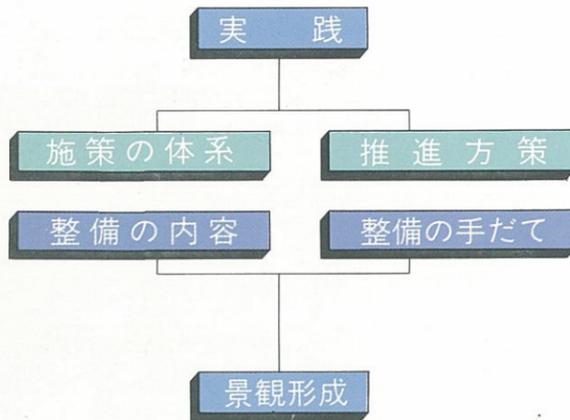


第4章 実践

計画を実現するために



福岡らしい都市景観を実際に形成していくためには、前章で明らかにされた計画（目標、基本方針）に沿って、総合的、計画的に実行していくことが必要である。計画の内容でもわかるように、都市景観の形成には、多様な主体と要素が関わることから、各要素、空間の整備のあり方、内容を示していく、即ち、何を、どこで、どのように実践するのかという〈施策の体系〉と、計画を実現していく制度、手法を系統づけて整理した〈推進方策〉という二つの側面から実現体制を考える。〈施策の体系〉で示される整備内容を〈推進方策〉による整備の手だてを使いながら望ましい都市景観の形成を図る。



1. 施策の体系

都市景観の形成を通じて実現すべき目標は多岐にわたっており、そのための施策も様々なものが考えられる。それらの中から基本方針を具現化し、本市の特徴をつくりだすのに必要なテーマを絞り、縦軸に類型化した基本空間、横軸に景観構成要素別のテーマをもうけた一覧表として施策の体系を示す。

この表を、横の方向へたどれば都心、副都心等の基本空間ごとに各テーマの施策を総合的に実施することが理解できる。また、縦の方向へたどれば、同じテーマでも地域の特性に応じた施策を実施することが理解できる。

基本空間	テーマ		
	自然系	歴史系	都市系
都心部	●公園の樹木の保全 ●まち中の大木のシンボルとしての保存		
副都心	●公園の樹木の保全 ●まち中の大木のシンボルとしての保存		
都心周辺	●まち中の自然樹木の保全		
旧市街地	●寺社の自然樹木の保全		
一般住宅地	●斜面緑地の保全		
郊外住宅地	●寺社の自然樹木の保全 ●自然とふれあう場の創造		
海辺と田園	●寺社の自然樹木の保全 ●自然とふれあう場の創造		
山の辺	●山林景観の保全 ●自然観察の場の整備		
流通・工業			
みなと			

*この表は特に重要な施設を例示したものであり、空欄となっている箇所も含めて全域にわたり、一般的な施策は当然実施していく。さらに将来、より必要性が高く、適切な施策が考えられる場合には、適宜、取り入れていくものとする。

施策の体系

テーマ	自然系		歴史系	
	緑を残し、活かす	水辺を活かす	歴史を残す	歴史を活かす
都心部	●公園の樹木の保全 ●まち中の大木のシンボルとしての保存	●河畔遊歩道の整備 ●水質の改善 ●せせらぎ、噴水の設置	●祭の継承 ●歴史的建造物の保全	●祭りの場の整備 ●伝統工芸をみせる施設整備 ●まちの歴史を巡るルートの整備
副都心	●公園の樹木の保全 ●まち中の大木のシンボルとしての保存	●水質の改善 ●中心地区にせせらぎ、噴水の設置		●寺社の周辺整備
都心周辺	●まち中の自然樹木の保全	●せせらぎ、噴水の設置		●鴻臚館跡等の歴史を活かした公園の整備
旧市街地	●寺社の自然樹木の保全	●漁港の水辺景観整備	●旧商家等伝統ある建物の保全 ●伝統行事、伝説、まちの由来の継承 ●歴史の検証となる記念碑等の保存	●寺社のオープンスペースの多様な活用 ●歴史的建造物の周辺整備 ●歴史散歩道の整備
一般住宅地	●斜面緑地の保全	●親水性のある河畔整備		
郊外住宅地	●寺社の自然樹木の保全 ●自然とふれあう場の創造	●自然の河畔の保全 ●河畔遊歩道の整備	●史跡の保存	●歴史を活かした公園の整備
海辺と田園	●寺社の自然樹木の保全 ●自然とふれあう場の創造	●自然海岸線の保全 ●自然の河畔の保全と自然観察の場の創造	●伝統行事の継承	
山の辺	●山林景観の保全 ●自然観察の場の整備	●ホテルの里づくり	●歴史的資源の発見	
流通・工業		●河畔遊歩道の整備		
みなと		●水際線の活用		●みなとの歴史を知る場の整備

テーマ 基本空間	都			系		
	まち並みをととのえる	歩行者空間を確保する	人が憩い集まる場 (公園・オープンスペース等)をつくる	アクセント、シンボルとなる 場をつくる	緑化をすすめる	道路の工作物(ストリートファニチャー類)を調和させる
都心部	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の配置、形態、色彩の誘導 ●建物の一階部分の壁面後退、アトリウムの誘導 ●ショーウィンドーの演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●モールの整備 ●駐輪の規制 ●道路愛称 ●道路の照明演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺と連続性のある公園の整備 ●ポケットパークの整備 ●公園等の照明演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●交差点の修景整備 ●彫刻、モニュメントの設置 ●建築物等のライトアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹の整備 ●建物前緑化の誘導 ●シンボルツリーの誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●電線の地中化の推進 ●サインの設置 ●ストリートファニチャーによる幹線道路の演出
副都心	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の一階部分の用途、形態の誘導 ●建物の高さ、規模の誘導 ●ショーウィンドーの演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ道路の整備 ●駐輪の規制 ●道路愛称 ●道路の照明演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●ポケットパークの整備 ●市場の雰囲気継承 ●公園等の照明演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●彫刻、モニュメントの設置 ●駅前広場の修景 ●建築物等のライトアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ●建物前緑化の誘導 ●シンボルツリーの誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●広告・看板の規制誘導 ●電線の地中化の推進 ●ストリートファニチャーによる幹線道路の演出 ●サインの設置
都心周辺	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の高さ、規模の誘導 ●大規模建物の公開空地の誘導 ●ショーウィンドーの演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●都心と結ぶモールの整備 ●道路愛称 ●道路の照明演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺と連続性のある公園の整備 ●眺望できる場の整備 ●公園等の照明演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物等のライトアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ●建物前緑化の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●電線の地中化の推進 ●観光案内のサイン設置 ●ストリートファニチャーによる幹線道路の演出
旧市街地	<ul style="list-style-type: none"> ●空地の管理の指導 ●高層建物のデザイン向上の誘導 ●小規模建物の共同化の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制による歩行者空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ●市場の雰囲気継承 ●小公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●寺社の入口の修景整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●への生垣化の誘導 ●学校の敷地周りの緑化の誘導 	
一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の色彩等の周辺環境との調和 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ道路の整備 ●生活道路、通学道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童公園等の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ●への生垣化の誘導 ●学校の敷地周りの緑化の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●橋の修景 ●町名表示板の設置 ●広告・看板の規制誘導
郊外住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●空地の管理の指導 ●沿道建物の周辺との調和の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●遊歩道の創出 ●生活道路、通学道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●団地の公園整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●団地入口の修景 	<ul style="list-style-type: none"> ●団地内幹線道路の街路樹の整備 ●建築協定による民有地緑化の誘導 ●斜面地の緑化の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●橋の修景 ●団地、町名の案内、サインの設置 ●広告・看板の規制誘導
海辺と田園	<ul style="list-style-type: none"> ●海辺と田園の広がりを活かした建物の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸遊歩道の整備 ●サイクリング道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●海づり公園の整備 ●海浜公園の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路の緑化 ●レクリエーション施設の緑化の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●広告・看板の規制誘導 ●史跡、景勝地のサインの設置
山の辺	<ul style="list-style-type: none"> ●スカイラインをこわさず緑にとけ込んだ建物の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然遊歩道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●レクリエーションの場の整備 ●眺望できる場の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ●レクリエーションの場へのアプローチ道路の街路樹の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●高架線の修景 ●史跡、景勝地のサインの設置
流通・工業	<ul style="list-style-type: none"> ●流通・工業施設のデザイン向上の誘導 		<ul style="list-style-type: none"> ●小公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●流通・工業団地の入口の修景 	<ul style="list-style-type: none"> ●工場内緑化の誘導 	
みなと	<ul style="list-style-type: none"> ●海と調和した建物の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸通りの整備 ●道路の照明演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●みなと公園の整備 ●公園等の照明演出 	<ul style="list-style-type: none"> ●親水護岸の整備 ●ゲートの設置 ●建築物等のライトアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ●水際線の緑化の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●高速道路の修景

2. 推進方策

(1) 景観形成の役割分担

都市景観は、道路、公園や公共建築物等を含む公有空間と、住宅、商業、業務施設等を含む私有空間によって構成されることから、行政、市民、事業者が互いの立場、ニーズを理解しながら、景観づくりを進める。

ア. 行政の役割

都市景観についての市民の関心度は高く8割以上の市民が関心を示している*。しかし、残念ながら、まちなかには景観を阻害するものが散見され、また、道路等の公共施設や公共建築物の中には景観に対する配慮が十分とはいえないものもみられる。

今後、行政は都市景観の形成を実現していく総合センターとして、構想づくりや戦略的な事業の実施、景観に関する諸事業や諸要素の調整、さらに、市民に対するPRや啓発を行うなど、多様な役割を果たしていく。

このように総合的に都市景観行政を推進するためには財政面からの支援も重要であるから、適切な財政措置を講じるように努める。

ところで、本市では行政の文化化として、行政が、市民の立場に立ち総合的な視点をもって、感性・個性・創造性等の価値観を尊重しながら、自らの体質改善を図ることとしている。そして、行政は文化的で魅力あるまちづくりのために、実際に先導的な役割を演じるとともに、行政施策の文化性を高めていく。

今後は、都市景観を形成するために、この行政の文化化の考え方を積極的に取り入れ、その一環として、都市景観行政を進めていく。

(ア) 先導的役割

行政の行う公共事業は都市景観に大きなインパクトを与える。例えば都心のモール計画は、市民の道路に対するイメージを変えさせ、また、沿道の建築物のデザインに大きな影響を及ぼした。

行政はその先導的立場を十分認識し、市民の範となる都市景観の創造に努める。

(イ) 調整役としての役割

都市景観は、道路、公園、建物、広告物などの人工的なものと、海、河川、山などの自然のものによって構成される。これまで人工的なものは多様な主体により、それぞれの合理性を追求してまちまちに計画、デザインされる傾向が強く、まとまりがなく、無秩序な景観となった。すぐれた都市景観を創り出すためには、それらの位置、形態、色彩など景観上の配慮事項について計画的にコントロールする必要がある。

その際、行政は多様な主体間の橋わたしを行い、調整するコーディネーター（調整役）としての役割を果たしていく。

(ウ) その他

都市景観行政は文化とかデザインといった行政が今まで関わりを持たなかった分野を担当することになる。しかし、この文化性とかデザインに対する感覚は短期間に身につくものではない。これからの行政マンは個人としてこれらに対応する素養を身につけ、同時に、行政の組織としてもこれらに対応できるシステムを確立していく。また、行政は都市景観に関する情報を市民に提供し、市民の自主性を育てていく。

イ. 市民、事業者の役割

都市空間の大半を占める民有空間では、個々の建築物あるいは広告物等がせいぜい自分の敷地内だけでその位置、規模、デザイン等が決められ、その結果、それぞれがまちまちで全体の景観としては、まとまりに欠ける例が多い。

そこで例えば、幹線道路等に沿って建築物をつくる場合、高さや色彩等について、周囲との調和を考えて工夫を行えば一つの個性と雰囲気をもったまち並みを形成することが期待できる。

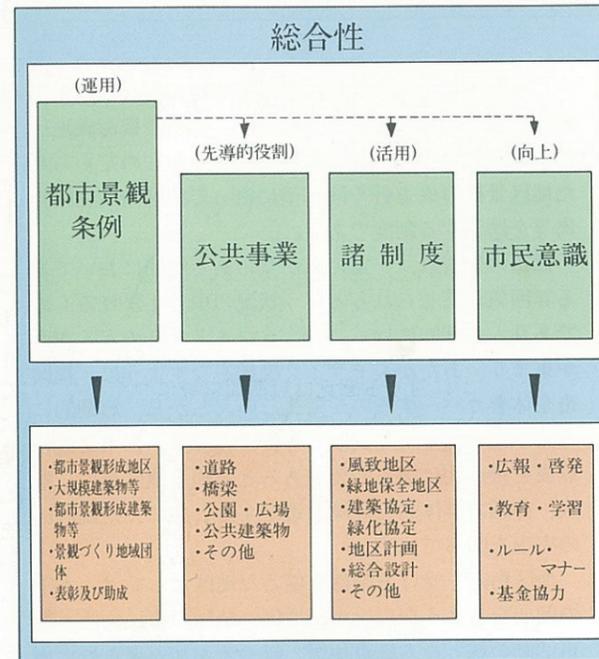
今後は市民や事業者の側からも、もう少し隣地あるいは道路空間など周囲の景観に配慮して計画をたて、実施していく。

市民一人一人、個々の事業者が都市の景観を形成していく主体としての自覚をもち、都市景観を市民共有の財産として誇りあるものにつくりあげることが、結局は自らの市民生活や都市活動の舞台を快適で魅力あるものにすることになる。

(2) 方策の分類

計画を効果的にかつ円滑に実現する方策は一つの側面に限定される訳ではなく、いくつかの側面から複合的に展開されるものである。

〈都市景観条例の運用〉を軸にして〈公共事業の先導的役割〉、〈諸制度の活用〉、〈市民意識の向上〉の四つの方策を柱に実現を図る。



ア. 都市景観条例の運用

景観行政には規制だけでなく、すぐれた景観形成をめざして市民の自主的な活動や行為を誘導する視点が大切である。

都市景観条例は、既存の制度、手法ではコントロールが難しいとされる地区全体の景観形成を重点的に行う都市景観形成地区と大規模建築物等を対象にした助言・指導による誘導を柱として運用していく。また、条例にうたわれている建築行為等の届出及びそれに基づく協議、表彰及び助成などを通して市民や事業者の意識を高め、景観形成の気運づくりを図る。

イ. 公共事業の先導的役割

文化行政、景観行政が重視されるようになり、日頃実施されている通常の公共事業である道路、橋梁、公園、河川等に、各担当部局の判断によって景観上の配慮がなされている例も多くなってきている。小さくは街角の修景、緑化や、大きくはシンボリックな橋梁の架設などこうした事業によって、部分的な景観向上に役立っている。このようにひとつひとつの公共事業に景観上の配慮を加味して先導的に都市全体の景観イメージを改善していく。その際、行政内部では、その公共事業が担う景観形成の内容を地区特性や他事業との関連性を考慮しながら決定していく横断的な調整システムが必要となる。

ウ. 諸制度の活用

原則的には、都市景観の形成に資する既存制度、手法の合理的な運用をきめ細かに図っていけば、かなりの景観形成が可能と考えられる。今後、一体的な景観形成を福岡市全体で進めていくために、機会があるごとに各種制度について、その適用と運用を景観上の視点から見直し、活用を図っていく。さらに現在活用されている制度に加えて、福岡市にとって有効な制度、手法を実情に合わせて導入していく。

エ. 市民意識の向上

望ましい景観形成のあり方は、建築行為や宅地の開発行為等にあって市民や事業者が自主的に景観に配慮することである。そのためには、市民や事業者の都市景観に関する意識の向上が必要となり、これが景観形成への理解と協力を生み、自主的な活動以外の規制・誘導制度、事業などの実施においても、それらをスムーズに推進する大きな力となる。

市民意識の向上の方策としては、広報、景観形成活動への参加、まちづくり運動の推進など幅広い範囲が含まれ、これらを総合的に推進する。

*都市景観市民アンケート調査
(昭和61年5月実施)の結果

(3) 方策の内容

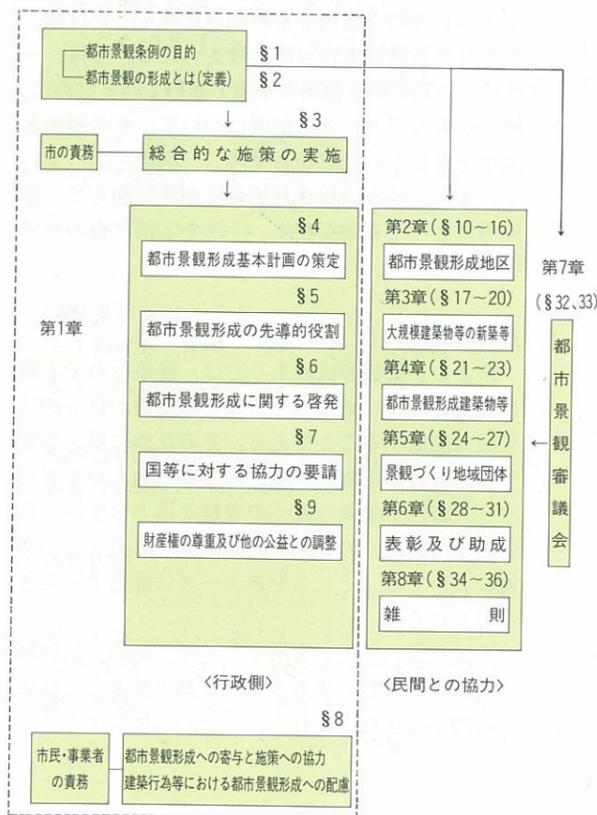
ア. 都市景観条例の運用

都市景観条例は、総合行政、調整行政という都市景観行政の性格を踏まえて、いわゆる規制行政あるいは行政主導型ではなく、新しい誘導型のまちづくりに資する手立てを提案している。

その内容として、高い目標、行政・市民の心構えに始まり、具体的な景観づくりのための新たな制度やソフトな施策などを多彩に盛り込んでいる。

今後は、景観づくりの実践の柱としてこの条例を積極的に運用していく。

〈都市景観条例の体系〉



§は条例の条文を示す

都市景観形成地区

(都市景観形成地区の指定)

市長は、都市景観形成基本計画に従い、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定することができる。

この制度は、基本計画に沿って本市の都市景観の形成を重点的、段階的に図るために、都市景観形成地区の指定を行い、地区特性に応じてあらかじめ定められた地区景観形成方針や同基準に沿って地区内の建築行為等を誘導する制度である。

都市の景観は、一定の広がりのある空間においてある雰囲気が感じられるという状況の中で生まれるものであり、長期的には、このようなまとまりのある空間が集まり、あたかもモザイク模様をなすように、福岡市全体をカバーするのが望ましい。しかし、短期的には第3章の類型空間別基本方針に基づき、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区毎に、順次、詳細で具体的な計画を策定すると共に、景観形成の実現を図っていく。

地区指定を受ける条件を備えた地区としては、本市の顔となるようなシンボル地区、地域の市民生活・都市活動の核となる拠点地区、緑や水を活かす自然環境地区、歴史的な雰囲気のある歴史・伝統地区、市街地の面的な整備・開発を行う計画的まちづくり地区、及び景観づくりの住民意向が高い組織的まちづくり地区等が考えられる。このような候補地を後に重点整備地区として示しているが、その中から、必要性、緊急性、可能性などを総合的に考慮して順次、地区指定をしていく。

また、地区指定後は都市景観審議会の議や縦覧など所定の手続きを経て、建築物、土地、樹木などに関する方針・基準をあらかじめ市長が告示の形で定めておき、建築行為などの届出の際に景観上の助言・指導を行い、地区全体の景観づくりへ誘導していくものとする。

大規模建築物等の新築等

(景観形成指針)

市長は、都市景観形成基本計画に従い、都市景観の形成に大きな影響を与えるものとして規則で定める大規模な建築物等の新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更（以下「大規模建築物等の新築等」という。）に係る都市景観の形成のための指針（以下「景観形成指針」という。）を定めるものとする。

この制度は基本計画に沿って、一定規模を超え、都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等について、新築等というチャンスを利用しながら、あらかじめ定められた景観形成指針に沿って誘導を行うことにより、都市景観の形成を個別的に図る制度である。対象とする地域は、都市景観形成地区などを除いたほぼ福岡市全域とする。

大型物件の単体の誘導により、地区景観をリードし、シンボルとなるようにしていくことと、先の地区指定による面的な誘導により地区全体のレベルアップを図ることは、都市景観条例の運用として二本の柱ともいえるべき重要かつ効果の高い制度である。

大規模な建築物等は、都市景観条例施行規則によるが、一定の延べ面積や高さを超える建築物、及び一定の大きさを超える工作物を対象としていく。大規模建築物等の新築等に係る景観形成指針は、都市景観審議会の議を経てあらかじめ市長が告示の形で定めておき、建築行為などの届出の際に景観上の助言・指導を行い、個別的な景観づくりへ誘導していくものとする。

地区指定にしても、大規模建築物等にしても、届出の後に景観上の配慮がスタートするのではなく、建築行為をしようとする者は、その構想・企画段階からあらかじめ定められた方針・基準や指針に適合するように努めていく。

都市景観形成建築物等

(都市景観形成建築物等の指定)

市長は、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物等その他の物件を都市景観形成建築物等として指定することができる。

この制度は、まち中にある建築物などで周辺の景観に大きく寄与しているもの、歴史的雰囲気を醸し出しているもの、あるいはランドマークとなっているものを権利者の同意を得て指定を行い、次代に伝えていく制度である。

この制度の活用により、単体での保全を図るとともに、地区全体の景観づくりにも役立てていく。

対象としては、歴史的物件、新しい物件を問わず指定できるが、歴史的物件などについては条例の助成制度に基づいて、その保存のため技術的な援助や費用の一部助成を行う。

その他の制度

都市景観形成地区、大規模建築物等の新築等及び都市景観形成建築物等の制度以外に、条例には次のような多様な制度があるので、地区特性や状況に応じて適切な運用を図る。

- ・一定地区における市民の自主的な都市景観形成の誘導を図る景観づくり地域団体の認定及び都市景観協定の締結制度。
- ・すぐれた都市景観の形成に寄与している建築物等の関係者を表彰し、市民意識の向上を図る制度。
- ・都市景観形成建築物等を保全するため、または、景観づくり地域団体の活動を支援するための助成制度。
- ・都市景観の形成に関する重要事項について調査審議するため都市景観審議会を設置する制度。

イ. 公共事業の先導的役割

都市景観条例に明記されているように、公共事業は景観形成の先導的役割を担うべきものである。公共事業の実施にあたっては、この点を踏まえ、文化的、景観的な配慮のある取り組みをする。公共空間の整備は多岐にわたるため、できるだけ安全性、機能性など総合的な調整を行いながら、周辺環境との調和、波及効果を考え、各担当部局が創意・工夫を発揮して、景観形成のモデルとなるよう努めていく。主な公共空間の景観形成のための基本的方針は次の通りとする。

<道路>

福岡市は他の大都市に比べて市域の拡がりはいくらほど大きくなく、都心を核にまとまりのある都市構造をもっており、比較的、歩行や自転車といった人間的手段による移動も多い。

今後の道路に求められているのは、楽しく、安全に歩くことができ、ネットワークをもった歩行者のための道路空間である。都心部、住宅地を問わず、道路計画には歩行者優先を基本に緑化や修景施設を地域の特性にあわせて検討していく。

<橋梁>

橋梁は川をへだてた兩岸のまちを結びつける役目を持ち、古くから人々の出会いと、交流の場となっていた。かつて福岡部と博多部を結んでいた中島橋、市の東西のゲートとなっている名島橋、室見橋など単なる交通施設としてでなく、地域に根ざしたシンボル性をもったものも多い。

河川の広がりの中に架け渡された一条の橋は、まち中にあっても車や、歩行者にとって印象的な場となっている。

みられる対象としてのデザインはもちろん、橋上からの河川及び沿線景観をながめる視点場を設けたりすることにより、橋をまちのランドマークとして、また水に親しめる休息の場となるよう整備、演出していく。

<公園・広場>

公園・広場は市街地にあっては貴重な緑の供給源、いこい、くつろぎの場として、郊外地にあっては自然に慣れ親しむレジャー、レクリエーションの空間を形成している。人々の自由時間の増大とともに、子供ばかりでなく家族単位の利用まで幅広い層が、気軽に身近な公園・広場を利用する機会も増えている。

自然、緑の少ない市街地では公園・広場で遊んだり、過ごしたりする体験がまちのイメージとして深く意識の中に刻みこまれることにもなる。特に身近な生活範囲の近隣・児童公園、広場を地域のシンボルとなるように整備し、地域イメージを形成していく配慮も必要である。

また多くの人々が集まる広域的な大公園では、それぞれのもつ公園・緑地機能に合わせたテーマをもち、四季を通じて楽しく利用できるように工夫していく。

中心市街地では、開設から年月がたち、施設、形態が古くなったものも多く、時代の行動様式に対応した公園・広場へと再生を図る。

<公共建築物>

福岡市には地方中枢都市として文化、教育、観光、行政等、各種機能を有する広域的施設をはじめ、福岡市の行政運営上の施設も数多く存在している。これらの公共建築物は、その利便性を考えた施設配置により、都市空間の重要な位置を占めている場合が多く、都市の顔、地域の顔を形成する大きな役割をもっている。シンボル性・ランドマーク性等、施設そのもののデザインに配慮しながら、より多くの人々が気軽に利用できる親しみもてる周辺環境づくりをしていく。

<河川>

水の汚染が大きな環境問題としてとりあげられてきた結果、各地で水質の改善に成果を収めてきた現状を受けて、水辺景観に注目が集められている。

どんな都市にも都市を支える川があり、川と人々の生活の結びつきは深く、人と川との関係が心象風景、ふるさと景観となって人々の心に残っていることも多い。

福岡市の水辺といえば、海のイメージが強いこともあって、河川空間に対する愛着・思いは強いとは言えず、中心部においても川辺の建築物は川に背を向けたものになっている。今後は連続性をもった河川空間の景観的特性を活かして、川辺のモール、河畔公園等、水辺と一体化した開放空間を演出し、水鳥、水棲生物との触れ合いが楽しめる水辺空間を創造していく。

<ストリートファニチャー>

道路空間はただ歩き、通り過ぎる空間ではなく、ある時はくつろぎ、憩い、また思いがけない様々な出会い、人との語らいを生む場ともなっている。道路空間をより楽しく、美しく、雰囲気あるものとするためには、ベンチ、電話ボックス、くず入れなどのストリートファニチャーのデザインに気を配り、通りを演出する工夫を行っていく。

ユニークな名前がつけられた通りも市内随所に見られるようになり、固有のデザインをもったストリートファニチャー等により、個性的な通りを形成する。

<電線>

ビルとビルの間を縫うように走る電線や、狭い歩道をふさいでいる電柱はまち並みを雑然とさせるマイナス要因となっている。せつかく整備・保全されてきた美しいまち並みや風景も、電線、電柱によって、それが台無しにされる場合も多い。

福岡市ではCABシステムの導入も進んでおり、幹線道路を中心にすっきりとしたまち並みが形成されるように積極的に電線類の地下埋設を進めていく。

ウ. 諸制度の活用

景観形成に関わる制度の中で既に福岡市で活用されているものに風致地区、緑地保全地区、総合設計制度などがあり、自然景観の保全や市街地景観の向上に重要な役割を果たしている。

これらの制度は積極的な景観形成を目的として取組まれたものではないため、新しい景観の創造という面では、その運用も十分とはいえない。

今後、実績のある制度の積極的活用を図るとともに、これまで活用されていない制度についても、各制度のもつ限界と特徴を研究しながら、その効果的活用法などを検討していく。

特に現在、景観形成の重要な要素である屋外広告物は、都市の美観風致の維持を目的とする屋外広告物法及び屋外広告物条例で規制されているが、今後、多様化する広告物に対してより一層適切な規制や誘導を行っていく。

※ CABシステム

電線の地中化を目的として歩道に設置するふたかけ式U字構造物。電力線の他、電話線、CATVケーブル等を収容する。

屋外広告物は、これまでの一律の規制ではなく、地区の特性に照らし合わせて地区景観と調和、融合する積極的な指導、誘導が求められていることから、都市景観条例に基づく都市景観形成地区や大規模建築物等への個別基準で柔軟に対応できるシステムを研究していく。

また、都市計画法等に基づいて面的整備を一体的に行うことになる土地区画整理事業や再開発事業等が実施される場合、できるだけ景観誘導策をもつ地区計画や都市景観形成地区の指定など複合的運用を図っていく。

都市景観の形成に資する諸制度は、緑地空間、歴史的空間、一般市街地空間を個別に対象としており、制度の趣旨・目的や時代背景の違いによってそれぞれの制度を取捨選択してきた。

緑地空間、歴史的空間に関する制度は取り組みも早く、実績もあがっているため、この姿勢を堅持し、一般市街地空間では、今後より一層の制度の活用を図っていく。

三つの空間に関する諸制度は、それぞれ次のような特徴をもっている。

緑地空間

緑を中心に、自然美の保全を基本にした規制的色彩が強いが、創造型の都市景観の形成にも有効な場合もある。

歴史的空間

学術的価値の高い史跡とその周辺環境を歴史的地区として全面的保全を図る強力な規制と、歴史的まち並みと呼ばれる市街地景観を文化的遺産として、活用、保存していこうとする二つのタイプがある。

一般市街地空間

総合的な都市景観の形成を進めていく制度、手法はみられず、特定の地区や、特定の要素に限られたものが多く、各制度、手法の組み合わせによるトータルな景観形成が必要である。